

資料 1

諮問事項

玄海国定公園(糸島市二丈鹿家)における公園事業の決定について



4 自 第 9 8 6 号
令和 年 月 日

福岡県環境審議会会長 殿

福 岡 県 知 事
(環境部自然環境課)

玄海国定公園（糸島市二丈鹿家）における公園事業の決定について（諮問）

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項に基づき、公園事業を決定するにあたり、福岡県国定公園事業決定等取扱要領により、下記のとおり諮問します。

記

1 対象事業

玄海国定公園における公園事業（宿舎）

2 諮問理由

国定公園計画に基づき整備する公園事業を執行するには、自然公園法第9条第2項の規定に基づき県知事が事業決定を行う。

なお、国定公園事業の決定に当たっては、福岡県国定公園事業決定等取扱要領第4の規定に基づき、福岡県環境審議会の意見を聴くよう規定で定められているため、諮問を行うもの。

(資料)

- ・ 玄海国定公園事業決定書

○ 玄海国定公園・鹿家宿舎

1 諮問する公園事業の概要

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 公園事業の名称及び種類 | 鹿家（宿舎） |
| (2) 事業の位置 | 糸島市二丈鹿家 |
| (3) 国定公園規制 | 玄海国定公園
第1種特別地域 |
| (4) 公園事業の規模 | 区域面積 0.9ha |
| (5) 公園事業者 | 民間 |
| (6) 事業の名称 | 宿舎 |

2 公園事業の必要性

当該地は、糸島市の西部に位置する、玄海国定公園第1種特別地域内である。

公園事業計画地である、糸島市二丈鹿家地区を含む糸島市西部は、宿泊施設数が少ない地域であり、長期的な自然探勝に対するニーズに対応できていない。当計画地に宿舎事業を執行する事により、自然公園の利用者増に寄与することが期待される。

3 福岡県環境審議会へ諮問する理由

国定公園計画に基づき整備する公園事業を執行するには、自然公園法第9条第2項に基づき県知事が事業決定を行う必要がある。

この事業決定にあたっては、福岡県環境審議会の意見を聴くよう福岡県国定公園事業決定等取扱要領第4の規定で定められているため、諮問を行うもの。

4 公園計画の整合性

宿舎事業として、昭和39年2月13日福岡県告示第100号により計画決定がなされている。

5 公園事業決定にあたっての要件判断

※ 福岡県国定公園事業決定等取扱要領より

<要件>

- (1) 国定公園事業の内容が公園計画に適合していること。・・・適合している。
- (2) 国定公園事業の内容が風致景観の保護上支障のないこと。・・・支障なし。
- (3) 国定公園事業の執行の見込みがあること。・・・見込みがある。

<要件判断の理由>

- (1) 当該計画は、宿舎として自然公園の利用促進が見込める事業計画となっている。
- (2) 当該計画地は、平坦部のほとんどが裸地、路傍・空地雑草群落であり、現地形状を生かした最小限の盛土造成にて計画されているため、自然に与える影響は少ないものと判断される。
- (3) 県内外に事業展開を行っている民間企業が事業主体である。

様式 1

玄海国定公園

福岡県告示第

号

事業決定書

年 月 日

事業決定事項	国定公園事業の名称及び種類 鹿家（宿舎）	鹿家（宿舎） [糸島市二丈鹿家]
	国定公園事業の位置	
	国定公園事業の規模	区域面積 0.9 ha
	添付図面	位置図、区域詳細平面図

参 考	公園 施設計画	宿舎	県告示第 100号 昭和39年 2月13日
	規制計画	第1種特別地域	厚生省告示第140号 昭和31年 6月 1日
事 項	国定公園事業者 (予定)	民間	
	工 種	管理棟 1棟 (延床面積 519m ²) 宿舎 (コテージ) 7棟 (延床面積 588m ² 84m ² ×7棟) (テントサイト) 7台 (面積 448m ² 64m ² ×7台) 駐車場 58台分 (2,068m ²)	
	備 考	(Blank)	

玄海国定公園事業決定調書

(事業名称：鹿家宿舎)

1. 国定公園事業の位置及びその周辺地域の現況

項 目	内 容	備 考
(1)位置	糸島市二丈鹿家字飛松 当該地は、福岡県の西端の糸島市二丈鹿家地区の玄界灘に面する「鳴き砂」で知られる「姉子の浜」に隣接する原野で、玄海国定公園第1種特別地域に指定されている。	
(2)公園計画の現況	施設計画：宿舎 昭和39年2月13日 県告示第100号 規制計画：第1種特別地域 昭和31年6月1日 厚生省告示第140号	
(3)自然環境の現況	(地形・地質・文化) 糸島半島は複雑な沿岸地形で、岬と岬の間に砂浜が広がっている。当該地が面する海岸部分は細長い砂浜で沖に向かって開けており、外界からの波が入りやすい地形となっている。 地質については白亜紀の花崗閃緑岩で、地表に出てきて風化すると、荒い砂が大量に産出される。この粒子が荒い石英を大量に含む砂が「姉子の浜・鳴き砂」を作り出している。 「姉子の浜・鳴き砂」は九州でも数少ない鳴き砂の浜として平成10年7月に、当時の二丈町（現糸島市）に天然記念物として指定されている。（指定範囲は海浜のみ。） (野生動植物) 公園事業予定地の平坦部は、その大部分が裸地または路傍・空地雑草群落であり、海岸部には、自然植生の群落が残されている。 (その他) 地元自治会により「姉子の浜の鳴き砂を守る会」が結成され、毎月の清掃活動を実施するなどして、地域の保全活動に尽力している。	
(4)土地所有者	株式会社 松尾組	
(5)権利制限関係等	都市計画区域内（区域区分非設定）	

(6) 国定公園の利用の実態	<p>(当該事業の利用上の位置づけ)</p> <p>糸島半島沿岸部は松原が広がり、生の松原や幣の松原が存在する。また、三大玄武洞とも謳われる芥屋大門や、日本の渚百選・日本の夕陽百選に選ばれた二見ヶ浦など景勝地が多い地域であり、玄海国定公園の探勝地として多くの観光客が来訪している。</p> <p>自然公園来訪者のなかには、長期的な自然探勝を望む声もあるものの、糸島半島西部は特に宿泊施設が少ないため、利用者のニーズに対応できていない。</p> <p>このため、利用者の利便性の向上を図るため、宿舎事業の決定を行い宿舎（野営場）の整備を行う。</p>																	
	<p>(糸島市の利用者数及び主な利用形態)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査年</th> <th>観光 入込客数</th> <th>うち 宿泊客数</th> <th>宿泊率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年</td> <td>6,329千人</td> <td>117千人</td> <td>1.8%</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>6,483千人</td> <td>117千人</td> <td>1.8%</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>6,827千人</td> <td>122千人</td> <td>1.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※糸島市観光入込客数より ※令和元年度以降はコロナウイルス感染症の影響があり、観光入込客数の公表はされていない。</p>			調査年	観光 入込客数	うち 宿泊客数	宿泊率	平成28年	6,329千人	117千人	1.8%	平成29年	6,483千人	117千人	1.8%	平成30年	6,827千人	122千人
調査年	観光 入込客数	うち 宿泊客数	宿泊率															
平成28年	6,329千人	117千人	1.8%															
平成29年	6,483千人	117千人	1.8%															
平成30年	6,827千人	122千人	1.8%															

2. 整備すべき施設の内容

項目	内 容				備考
(1) 整備計画	整備予定施設				
	事業主体	公園施設の種類		規模	
	民間	宿舎 宿舎（管理棟） 宿舎（コテージ） （テントサイト） 駐車場		0.9 ha 1棟 519㎡ 7棟 588㎡ 7台 448㎡ 58台分 2,068㎡	
	計	区域面積 最大宿泊者数		0.9 ha 600人	
(2) 事業費 （予定）	国定公園 事業者名	令和4年度	令和5年度	総額	
	民間	工事費 137,000千円	工事費 456,000千円	593,000千円	
(3) 利用上の 必要性及び効果	<p>当該地は、来訪者数に対して隣接海岸に「鳴き砂」を有する姉子の浜が存在し、自然公園内の探勝地として多くの観光客が来訪している。</p> <p>自然公園来訪者のなかには、長期的な自然探勝を望む声もあるものの、周辺にて宿泊施設が少ないため、利用者のニーズに対応できていない。</p> <p>このため、利用者の利便性の向上を図るため、宿舎事業の追加し、宿舎の整備を行うことにより自然公園の利用促進を図る。</p>				

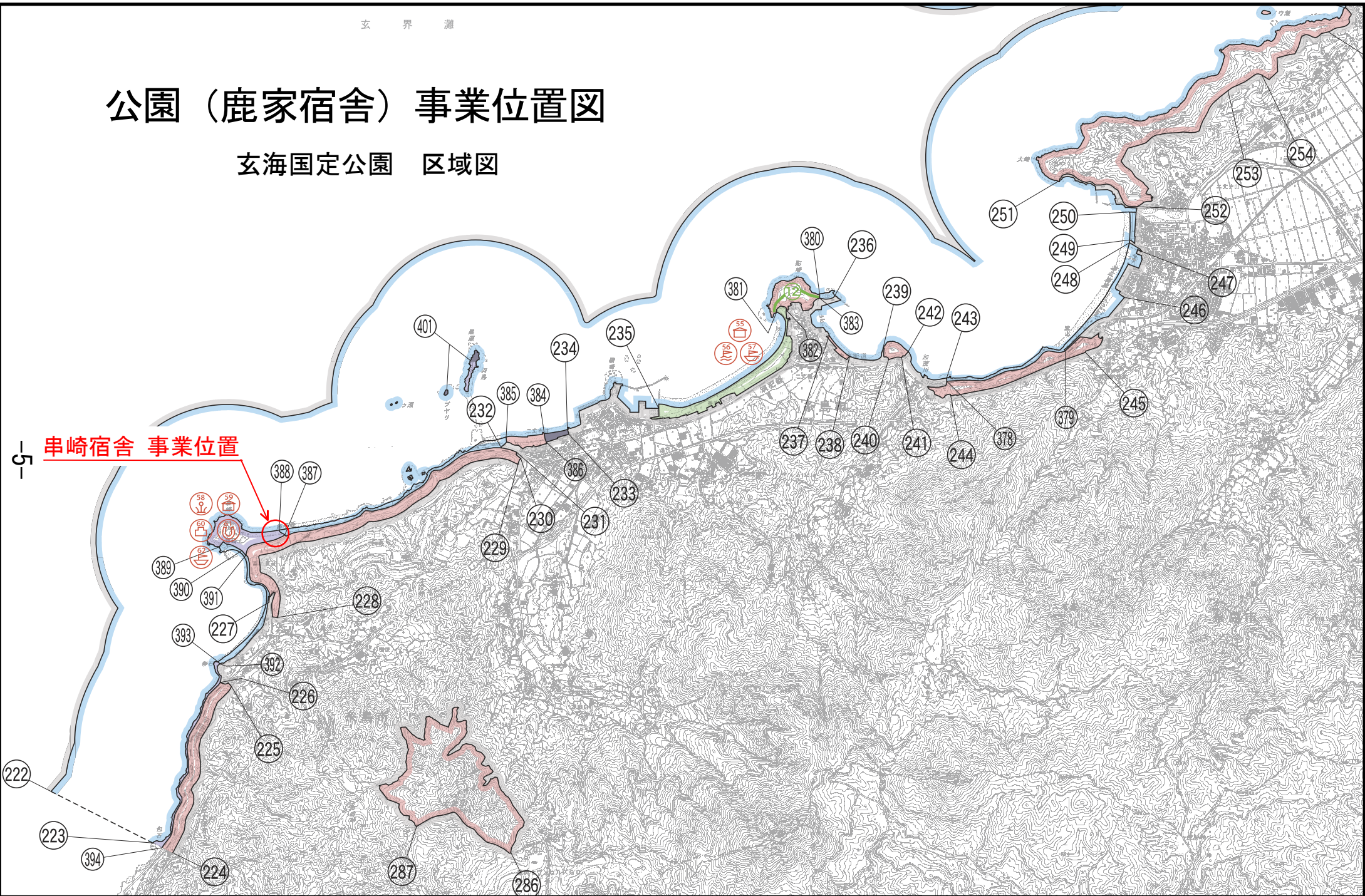
3. 環境影響予測及び自然環境保全のための対策

項 目	内 容	備 考
(1) 自然環境等に与える影響の予測	<p>当該計画地の海岸砂丘斜面は、希少植生の自生、群落化が確認されている。この斜面において盛土等の造成を行った場合、植生の損失が懸念される。</p> <p>なお、当該計画地の海岸斜面以外の平坦部等については、その大部分が裸地または路傍・空地雑草群落であり、公園事業の実施による、自然環境に与える影響は少ないものと推測される。</p>	
(2) その影響を軽減させるための措置	<p>当該施設の整備にあたっては、現地の土地形状を生かした計画とされている。特に自然環境に対する影響が大きい海岸砂丘斜面については、盛土等の造成は行わないこととしている。なお、平坦部、車両走行跡地等の自然環境への影響が少ない範囲については、最小限の盛土による造成を検討しており、既存植生への阻害を最小限にとどめるよう対策を講じている。</p> <p>また、造成に係る盛土材については、宿舎事業地の背面山地より調達することとしており、地域外の植生の混入による影響が無いよう配慮している。</p> <p>なお、宿舎施設については、周辺環境との調和を考え外壁の材料や配色は自然になじむ構造及び素材とする。</p>	

当該施設の整備にあたって、保全を必要とする植物を阻害した場合には、移植等により保全対策を行う。

公園（鹿家宿舎）事業位置図

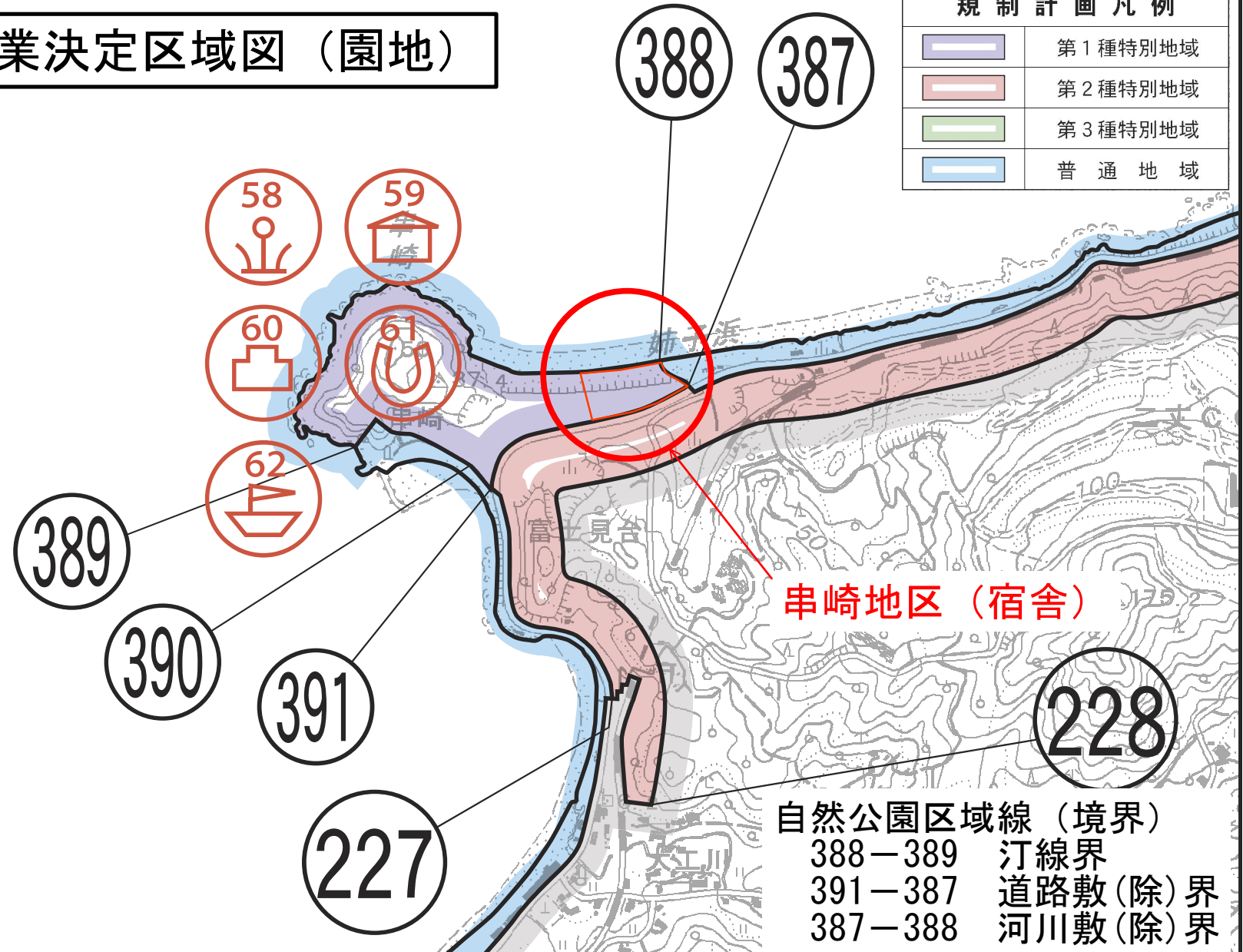
玄海国定公園 区域図



玄海国定公園 事業決定区域図 (園地)

	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域

	集団施設地区
	広場
	園地
	宿舎
	休憩所
	展望施設
	野営場
	運動場
	水泳場
	舟遊場
	乗馬施設
	駐車場
	公衆浴場
	公衆便所
	水族館
	ゴルフ場
	車道
	自転車道
	歩道
	索道運送施設



串崎地区 (宿舎)

自然公園区域線 (境界)
 388-389 汀線界
 391-387 道路敷(除)界
 387-388 河川敷(除)界

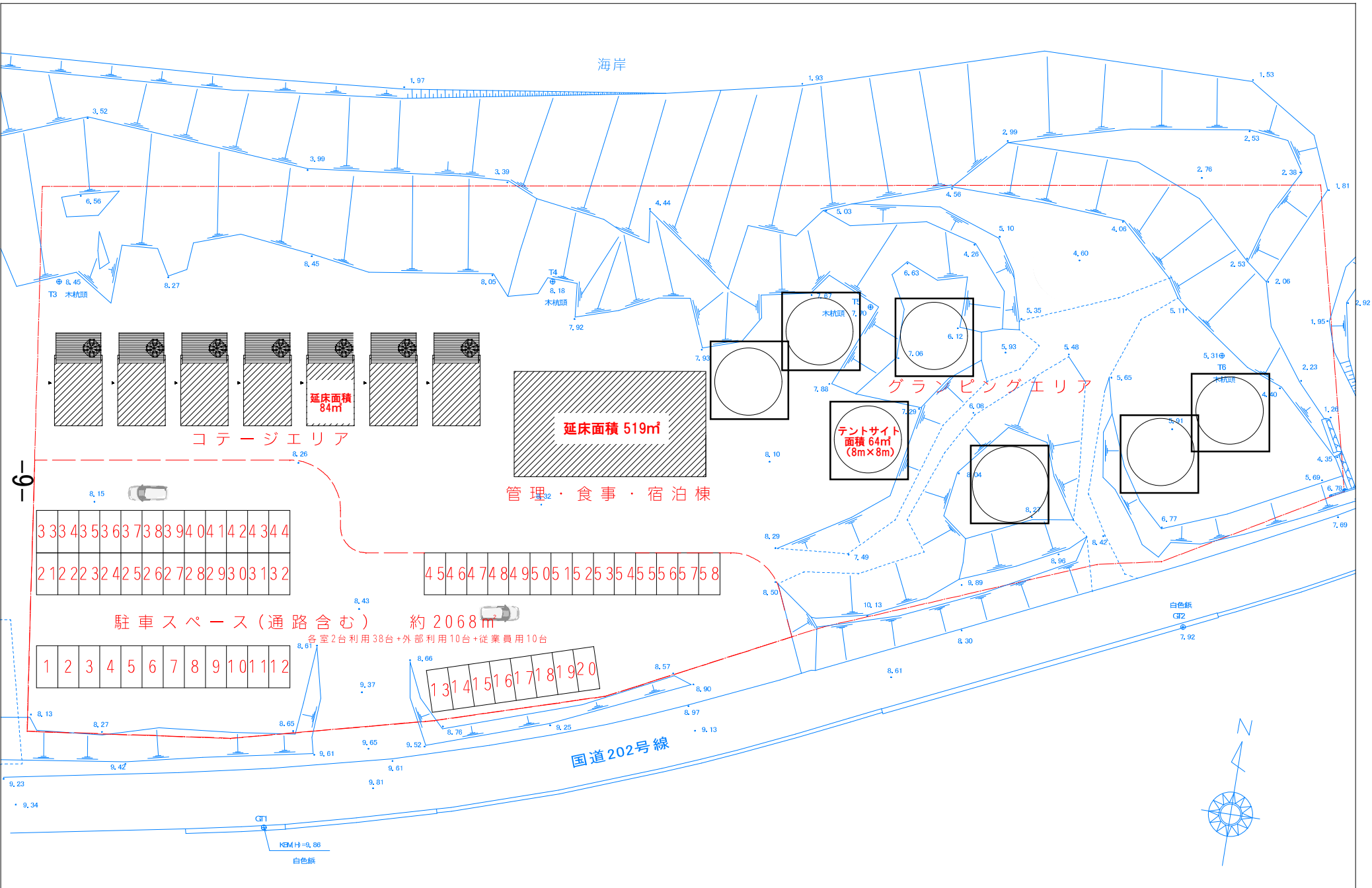
事業区域図（宿舎）



宿舎区域（全景）



—8—



特記事項		順尺	A3 1/400	工事名称	図面番号
		設計年月日		図面名称	





自然公園制度の概要

<参考資料>

1 自然公園に関する根拠法令等

(1) 法律等

- 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）
- 自然公園法施行令（昭和 32 年政令第 298 号）
- 自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）

(2) 条例等

- 福岡県立自然公園条例（昭和 38 年福岡県条例第 25 号）
- 福岡県立自然公園条例施行規則（昭和 39 年福岡県規則第 18 号）

2 自然公園法

(1) 法律の目的（法第 1 条）

- 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与すること。

(2) 用語の定義（法第 2 条）

- 自然公園…国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。
- 国立公園…我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であって、環境大臣が指定するもの。
- 国定公園…国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣が指定するもの。
- 都道府県立自然公園…優れた自然の風景地であって、都道府県が指定するもの。

(3) 国等の責務（法第 3 条）

- 国、地方公共団体、事業者及び自然公園の利用者は、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるよう、それぞれの立場において努めなければならない。
- 国及び地方公共団体は、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。

3 公園計画と公園事業

(1) 用語の定義（法第 2 条）

- 公園計画…国立公園又は国定公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。
- 公園事業…公園計画に基づいて執行する事業であって、国立公園又は国定公園の保護又は利用のための施設で政令で定めるもの。

(2) 公園計画及び公園事業の決定（法第 7 条）

- 国定公園に関する公園計画…環境大臣が関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴いて決定し、その概要を公示し、一般の閲覧に供する。
- 国定公園に関する公園事業…都道府県知事が決定し、その概要を公示する。

(3) 国定公園事業の執行（法第 16 条）

- 都道府県が執行する。ただし、国が道路に係る事業その他の事業を執行することを妨げない。
- 都道府県以外の公共団体は、都道府県知事に協議し、執行することができる。
- 国及び公共団体以外の者は、都道府県知事の認可を受けて、執行することができる。

4 福岡県の自然公園

- 県内の自然公園総面積：88,101haで、県土面積の約18%を占めている。
- 公園の位置：別図のとおり。

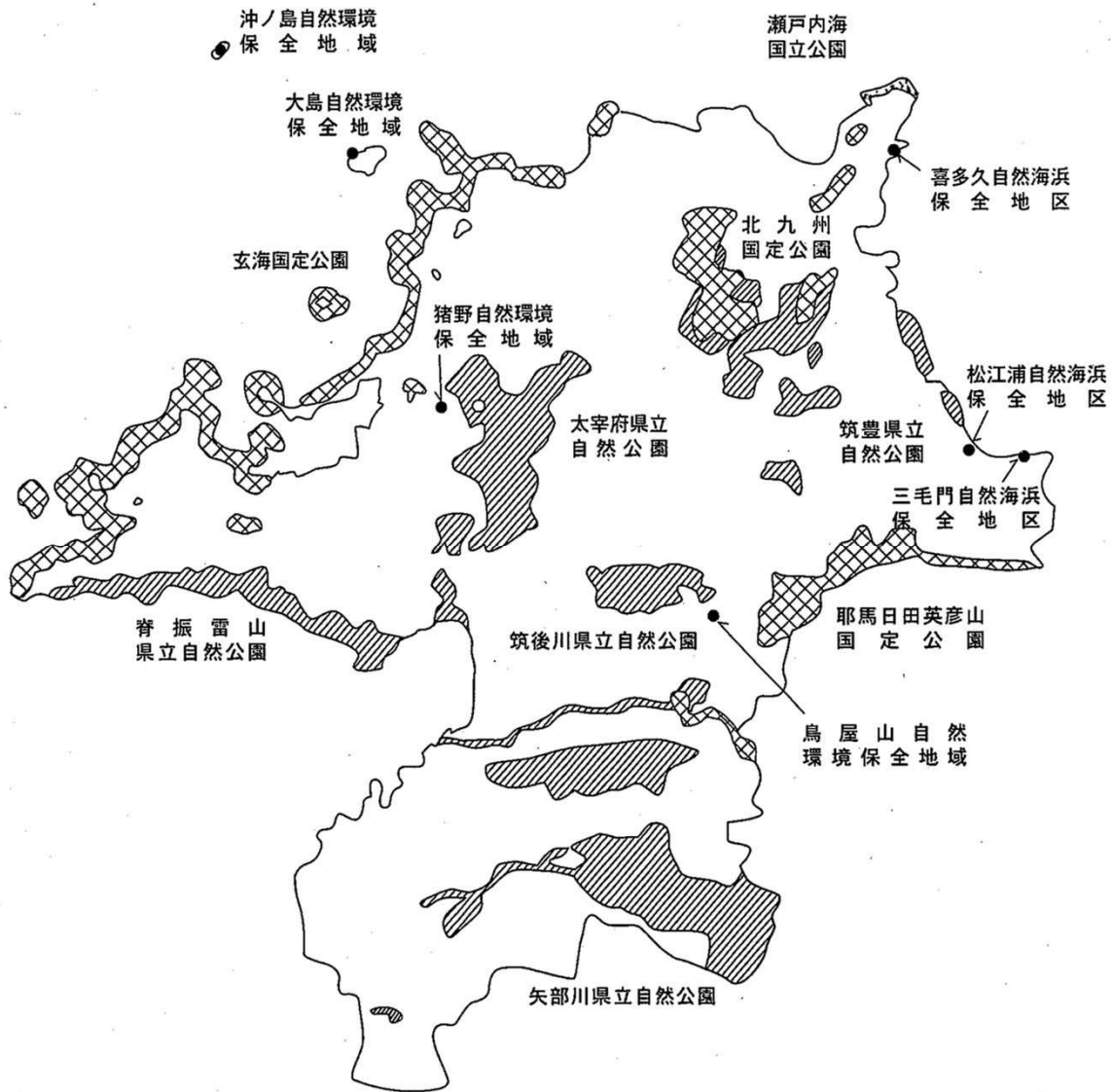
福岡県の自然公園別面積

(単位：面積 ha、比率 %)

自然公園名	指定年	全区域面積 (A)	福岡県内区域			
			面積 (B)	比率(B/A)	関係市町村	
瀬戸内海国立公園	S 9	66,934	46	0.1	北九州市	
計		66,934	46	0.1		
耶馬日田英彦山国定公園	S 25	85,024	8,269	9.7	豊前市外2市4町1村	
玄海	〃	10,152	5,870	57.8	北九州市外5市3町	
北九州	〃	8,107	8,107	100.0	北九州市外2市2町	
計		103,283	22,246	21.5		
太宰府県立自然公園	S 25		16,568		飯塚市外4市4町	
筑後川	〃		S 25		14,690	久留米市外4市1町
筑豊	〃		S 25		8,550	北九州市外3市5町1村
矢部川	〃		S 25		17,830	大牟田市外3市
脊振雷山	〃		S 40		8,171	福岡市外1市1町
計					65,809	
合計			88,101			

(面積は令和4年11月1日現在)

自然公園等区域図



自然環境保全地域名	面積
猪野自然環境保全地域	15.2 ha
大島自然環境保全地域	10.7 ha
鳥屋山自然環境保全地域	15.71 ha
沖ノ島自然環境保全地域	92.5 ha
合計	134.11 ha

自然海浜保全地区名	海岸延長
喜多久自然海浜保全地区	1.2 Km
三毛門自然海浜保全地区	2.0 Km
松江浦自然海浜保全地区	1.0 Km
合計	4.2 Km

自然公園名	面積
瀬戸内海国立公園	46 ha
耶馬日田英彦山国立公園	8,269 ha
玄海国立公園	5,870 ha
北九州国立公園	8,107 ha
太宰府県立自然公園	16,568 ha
筑後川県立自然公園	14,690 ha
筑豊県立自然公園	8,550 ha
矢部川県立自然公園	17,830 ha
脊振雷山県立自然公園	8,171 ha
合計	88,101 ha

国定公園計画と公園事業の体系図

